

第 1 部

総 則

第 1 章 環境問題の動向

第 1 節 最近の国際社会と国の動き

経済発展や技術開発により、人間の生活は物質的には豊かで便利になりました。

一方、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻となり、地球の生命維持システムは存続の危機に瀕しています。

このような中、国際的な動きとして、2015年の国連総会において持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全加盟国の支持の下採択されました。アジェンダでは、SDGsとして17のゴール（目標）と各ゴールに付随する169のターゲットが掲げられ、世界全体の経済、社会、環境の三側面を不可分のものとして調和させる総合的取組として、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標が示されたところです。

また、2016年11月には、パリ協定が採択から1年以内という早さで発効しました。協定では、明確な長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持するとともに、1.5℃に抑える努力を追求することや今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること等が、全締約国が参加する国際枠組みとして史上初めて合意されたところです。

国においては、2016年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「環境・経済・社会の統合的向上」等を基本的な考え方として地球温暖化対策を推進していくこととしています。

このほか、第4次環境基本計画に基づき、低炭素社会の構築、生物多様性の保全及び持続可能な利用、循環型社会の形成等の各種の施策を講じていくこととしています。

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、主に人間の活動による石油など化石燃料の大量使用などで、二酸化炭素排出量が増加し、これに伴い大気中の二酸化炭素濃度が増え続け、地球の大気の温室効果が進み、気温が上昇することです。

2013年(平成25年)から2014年(平成26年)にかけて公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」第5次評価報告書によると、1880～2012年において世界平均地上気温は0.85℃上昇し、特に最近30年間の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間より高温であるとされており、近年になるほど温暖化が加速しています。

このような気温の上昇により、氷河や北極の海水面積は減少し続けており、気候が変化して、生態系等にも既に影響が現れてきています。また、今後21世紀中に地球の平均気温が0.3～4.8℃、海面が26～82cm上昇すると予想されており、砂漠化の進行や氷原・氷床の減少などの直接的な影響の他、食料生産、海岸の侵食、生物種の減少などにも一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

2015年12月に、フランスのパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の地球温暖化対策に関する新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求することなどを目標とし、この目標を達成するための取組や仕組み等が規定されました。

2016年（平成28年）5月、国はパリ協定を踏まえて「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガス排出削減の達成すべき中期目標として、2030年度に2013年度比26パーセント削減することを掲げました。

また、IPCC第5次評価報告書によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されており、この気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。このようなIPCCの最新の科学的知見や国際的な動向を踏まえ、国は、2015年11月、気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。

2 廃棄物・リサイクル対策

大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成に向けた基本的な枠組みとして、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるとともに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」も改正公布され、平成13年5月には、新たに廃棄物の排出抑制・減量化に関する目標などを盛り込んだ「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月改正）」が、また、平成15年3月には、循環型社会形成のための基本方針や総合的・計画的に講ずべき施策を定めた「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。（平成25年5月、第三次計画公表）

さらに、平成12年5月には、エコマーク製品等環境負荷の少ない製品の利用を促進するため、「グリーン購入法」が制定されるとともに、同年6月には、「再生資源利用促進法」が従来の廃棄物のリサイクル（再生利用）を中心とした施策に、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を加えた施策を推進するため改正され、法律名も「資源有効利用促進法」に改められました。

個別製品を対象にした法律については、平成12年4月に「容器包装リサイクル法」が平成13年4月に「家電リサイクル法」が、平成13年5月に「食品リサイクル法」が、平成14年5月に「建設リサイクル法」が、平成17年1月に「自動車リサイクル法」が完全施行されるとともに、平成25年4月に「小型家電リサイクル法」が施行されるなど、循環型社会の形成に向けて体系的な法整備が進められています。

また、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が施行されました。

3 生物多様性の確保及び野生動植物の保護管理

平成20年6月には、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「生物多様性基本法」が公布されました。これを受け、国は、自然と共生することを通して恵み豊かな生物多様性をはぐくむ「いきものにぎわいの国づくり」を目指した「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に策定し、生物多様性の問題点に対応する具体的施策を示しています。

また、平成22年10月、名古屋市において179の締約国等の参加のもと生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、遺伝資源の取得や利益配分のルールを定めた名古屋議定書や、生物多様性保全目標である愛知目標等が採択され、平成24年9月に愛知目標と東日本大震災という2つの大きな出来事を背景として、国は、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、「自然と共生する世界」の実現に向けた方向性を示しています。

平成27年3月に、国は生物多様性条約及び愛知目標の達成に向け、外来種対策を実施する

上での基本指針や外来種対策を推進するための行動計画「外来種被害防止行動計画」を策定しました。

平成26年5月に鳥獣保護法が一部改正され、法律の名称や目的に「管理」という文言が加わるなど、生態系や農林水産業に被害をもたらす鳥獣の個体数管理の位置づけを前面に打ち出した「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が公布されました。

希少野生動植物の保護対策については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく各種施策や、レッドリスト、レッドデータブックの改訂等が行われています。

4 化学物質等の環境リスク対策

持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）における「2020年（平成32年）までに、化学物質による人の健康や環境への著しい悪影響を最小化する」という目標を踏まえて、平成21年5月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）」が改正されました。改正法では、包括的な化学物質の管理を行うため、法制定以前に製造・輸入が行われていた既存化学物質を含む一般化学物質等を対象に、まずはスクリーニング評価を行い、リスクがないとは言えない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定した上で、それらについて段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系が導入されました。

また、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法（P R T R法））が平成12年3月から施行され、平成14年度からは同法に基づき、対象事業者は対象化学物質の排出量、移動量について届け出ることとされています。その後、平成20年11月に同法施行令が改正され、対象業種に医療業が追加されるとともに対象物質の見直しが行われました。

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、その有害性等未解明な点が多いため、基本的な考え方、今後進めていくべき具体的な対応方針として「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」が平成10年5月（平成12年11月改訂）に公表され、実態把握やメカニズムの解明が進められてきました。また、平成17年3月に公表された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に続き、平成22年7月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」、平成28年6月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2016」が公表されており、内分泌かく乱作用の評価手法の確立と評価に係る取組が進められています。

ダイオキシン類対策については、平成12年1月、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、耐容一日摂取量や、大気、水質、底質及び土壌の環境基準を設定するとともに、規制対象となる廃棄物焼却炉などの特定施設の排出ガス、排水水についての排出基準が定められました。

P C Bについては、平成13年6月に「P C B特別措置法」の制定及び「環境事業団法」の改正がなされ、P C B廃棄物処理に向けた枠組みが作られました。

平成17年6月にアスベストによる健康被害が社会問題化したことから、国においてはアスベスト問題に係る総合対策を示し、それに基づき労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法等の関係法令を改正しました。

また、健康被害者の迅速な救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月に施行され、アスベストによる健康被害者の救済が進められています。その後指定疾病の追加（平成22年7月）や遺族弔慰金の請求期限の延長（平成23年8月）に係る法改正等により被害者等の救済措置の拡充が図られています。